



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

石川 憲

はじめに

この4月から副会長を仰せつかり、会務活動を開始させて頂いております石川でございます。

私が副会長として正式に会務に当たるのは、上記のとおり4月からですが、副会長に当選した翌月の11月から毎週行われた次年度会務検討委員会にて次期正副会長となる先生方（本年度正副会長）とともに、4月からの会務活動を円滑にこなせるように準備をしてみました。

次年度会務検討委員会では、本年度の活動計画、予算、各委員会への諮問事項等といった4月からの会務活動のスタートに必要な事柄の取り決めをするとともに、会務について必要な知識を吸収し、副会長としての心構えが養われる場でもあります。

かように、準備は進めてまいったのですが、副会長として会務活動に当たるに及び、改めて、その重責をひしひしと感じております。

執行役員会

日本弁理士会（本会）の執行役員会は、会長、副会長及び執行理事で組織されております。本年度は、会長と8名の副会長に加え、11名の執行理事の合計20名の役員によって執行役員会が構成されております。

執行役員会は、本会の運営が円滑に行われるよう毎週開催され、運営に関する種々の案件を審議し、決議しております。

副会長は、弁理士法にも規定されているように、会長を補佐する役割を担っており、その役割を全うすべく、副会長は、支部、会内に設置される附属機関、委員会のほか、例えば、特許庁をはじめとする省庁、弁理士政治連盟といった本会と関係が深い外部機関を手分けして担当しております。また、執行理事には、会長の委嘱を受けて、会内の附属機関と委員会について副会長と二人一組となるように担当してもらい、副会長を補佐していただいております。

私は、総会、常議員会、監事会（会務）、外部意見聴取会の他、北海道支部、附属機関では広報センター、委員会では例規委員会と役員制度改革委員会、外部機

関では日本弁理士政治連盟等を担当させて頂いております。

以下に、私が担当する機関につきまして、簡単に説明し、活動状況を報告させて頂きます。

総会

総会は、会則に規定されているように、会則の制定・改廃、予算、決算及び事業計画の承認といった本会にとって重要事項を議決するための会合であり、弁理士全員によって組織される会合であります。

総会には、定期総会と臨時総会があり、定期総会は、毎年5月に開催されます。本年度は、定期総会を5月24日に予定しております。

定期総会にかけける議案は、昨年度の事業報告と決算報告、本年度の事業計画と予算といった定番の議案がありますが、他にも上程する議案があるため、目下、議案の確定に鋭意努力している状況であります。

常議員会

常議員会は、会長、副会長、常議員及び執行理事によって組織されております。

常議員会では、総会に付する議案に関する事項、例規設置委員会の委員の選任のほか、予備費の取り崩しといった事項についても審議を頂く会合でございます。

本年度は、去る4月10日に第一回常議員会が開催され、常議員会が正式に立ち上がりました。

監事会

監事会は、監事及び外部監事によって組織されており、執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査する機関となっております。

本稿を執筆している段階では、本年度は監事会が行われてはおりませんが、4月22日に本年度第一回目の監事会が開催される予定となっております。

外部意見聴取会

本会では、社会に開かれた会務運営、社会に貢献する弁理士制度をめざして、各界の有識者の方から広くご意見を頂くべく、外部意見聴取会を設けています。

外部意見聴取会は、年2～3回程度開催され、委員の先生方から、本会の会務運営について、弁理士とは異

なった視点から貴重なご意見を頂くことができ、将来の会務運営に役立てることができるようになっております。

本年度は、まだ開催されておきませんが、昨年度の最後の外部意見聴取会には、冒頭で申し上げた次年度会務検討委員会の一委員として出席させていただきました。外部有識者の委員の先生方からは、時の世相も踏まえた見識の高いご意見を頂戴するなど、活発にご発言頂き、会にとって良い刺激を頂いたと感じております。

北海道支部

支部については、副会長で分担して一人が一つの支部を担当するようになっており、私は、上述したように北海道支部を担当することになりました。

北海道支部は、佐川慎悟支部長を中心として支部役員の方によって運営がなされており、北海道支部の事業計画と予算については次年度会務検討委員会にご報告頂いており、例年通り堅実な活動が行われる予定となっております。

広報センター

広報センターは、知的財産の保護及び弁理士業務に関し、本会の広報活動を継続的かつ統一的に行うことで知的財産制度の発展に寄与することを目的として設立された附属機関です。

本年度は、4月11日に本年度の広報センターの立ち上げが行われました。広報センターでは、活動内容に応じて内部にいくつかの事業部が構成され、事業部ごとに目的に沿った活動が行われます。

広報センターの今後の活動や活動方針などを検討する企画総務部のほか、各種メディアへの広告企画とその対応を担当する事業部や、パテント誌の発行、本会・弁理士・弁理士の活動などをPRするためのパンフレット・リーフレットの作成といった活動を行う事業部等があります。

広報センターは、現状、比較的、若い先生方によって構成されております。広報活動は、弁理士業務とは直接はリンクしない活動でありますので、ベテランの先生でなくとも活動しやすい機関の一つではないでしょうか。

弁理士業務とは関係が薄い活動であるために、日頃の仕事では経験できない面白さがあるやに思います。来年度も広報センターでは、活動を継続するために、センター員の募集を行いますので、ご興味がある先生がいらっしゃいましたら、是非、来年度は広報センターにご応募頂けたらと思います。

また、本年度は、広報センターに、諮問事項として

危機管理広報の検討を行っていただくようお願いをしております。危機管理広報につきましては、広報センターの活動を通じて弁理士会の知名度が上がってまいりますと、それに応じて社会の目が厳しくなってきますので、転ばぬ先の杖として危機管理を行うことが肝要かと思ひ諮問させていただきました。審議委嘱事項と、中小企業をターゲットとした広報の検討を行っていただくようお願いをしております。

例規委員会

例規委員会は、本会の会則、会例、会規、内規の改正には欠かせない委員会でございます。

例規委員会は、執行役員会からの諮問を受けて、上記の会則等の改廃を行う場合に例規上問題がないか、また、会則等の改廃を行ってよいかについて検討をする委員会であります。

本年度は、既に継続研修に関連する規定の見直しについて例規委員会でご審議いただき、答申書を上げていただきました。

例年、内規などの細々とした改正も含めると、例規委員会には非常に多くの諮問が投げかけられており、多忙な委員会となっております。

例規委員会への諮問事項については、私の方で説明する必要がありますので、直接は私が担当しない委員会の答申などにも精通する必要があります、よい勉強になっております。

役員制度改革委員会

役員制度改革委員会は、昨年度は休会していた役員制度検討委員会を改名して立ち上がった委員会です。委員会名の改名には、古谷会長の役員制度改革する意思表示でもあります。

役員制度改革委員会では、現状の執行役員制度の改革について検討頂いており、第一回目の委員会が開催され、初回から活発なご議論を頂いております。

日本弁理士政治連盟（弁政連）

弁政連は、本会では行うことができない政治的な動きを通じて、弁理士制度や知財制度の改革に向けた本会の活動を政治面からサポートしていただいている組織であります。私の役割は、本会と弁政連との連絡をつなぐことでありますが、弁政連の先生方の多忙な活動を目の当たりにし、頭が下がる思いであります。弁政連の活動は、我々弁理士にとって非常に重要であって、活動資金は、本会会員が弁理士会の会費とは別に弁政連へ納めて頂いている会費によって賄われておりますが、納入率の低さから、毎年、活動資金が不足しております。会員の皆様には、是非とも弁政連の会費につきましてもご協力をたまわりたいと存じます。